

岐阜県公報

第 百 八 十 一 号

令 和 三 年 二 月 二 十 六 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示の一部改正

(統 計 課) 八三ページ

保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課) 八三

岐阜県指定金融機関等に関する告示の一部改正

(出 納 管 理 課) 八五

公 示

県営土地改良事業計画の決定

(農 地 整 備 課) 八五

令和三年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

(建 築 指 導 課) 八六

告 示

岐阜県告示第七十四号

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示(平成二十一年岐阜県告示第二百四十号)の一部を次のように改正する。

令和三年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

「受動喫煙対策に関するアンケート調査

令和二年七月豪雨災害における住民避難行動実態調査」

を削る。

岐阜県告示第七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市金山町中切字汁梨三〇六の一・三〇六の二・三〇九(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)(三二〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市和佐字田洞二四八七から二四八九まで、二四九五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市金山町菅田桐洞字野谷三四三〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第七十八号

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市金山町祖師野字八福堂一〇三五、一〇三八の二、一〇三八の三、字橋場二三

三の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市小坂町無数原字中サコ五五六の一、五五七、五六九の一五から五六九の二〇まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中サコ五五六の一・五五七・五六九の一五から五六九の二〇まで(以上八筆

について次の図に示す部分に限る。)

2 その他森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第八十号

岐阜県指定金融機関等の指定に関する告示(令和二年岐阜県告示第二十五号)の一部を次のように改正し、令和三年四月五日から適用する。

令和三年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

「株式会社ジャパンネット銀行」を「PayPay銀行株式会社」に改める。

公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間

北陸支部（電話番号〇五二 二六一 六八一六）又は公益社団法人岐阜県建築士会
（電話番号〇五八 二二五 九三六一）に問い合わせてください。

令和三年二月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社